

工事仕様書

1. 工事概要

(1) 工 事 名 称	高崎地区豊岡寮開口部閉鎖工事
(2) 工 事 場 所	高崎市中豊岡町453-2 量子科学技術研究開発機構 高崎量子技術基盤研究所 豊岡寮
(3) 工 期	契約日から令和8年3月31日までとする。
(4) 工 事 目 的	本工事は、高崎量子技術基盤研究所豊岡寮における無断立入を防ぐことを目的とする。
(5) 工 事 概 要	工事概要（建物改修） a. 敷地閉鎖門扉設置 b. 開口部閉鎖工事
(6) 区 域	騒音規制区域 平成27年高崎市告示第134-2号による第2種区域（住居等） 振動規制法 平成27年高崎市告示第134-3号による第1種区域
(7) 設 計 図 等	設計図11枚、数量拾い表3枚
(8) 工 事 用 電 力 及 び 水	工事現場における既設の電力設備及び給水設備は廃止のうえ、需給契約を結んでいないため、必要な電力及び水は受注者で調達すること。
(9) 別 途 工 事	なし
(10) 管 理 区 域 作 業	なし
(11) 支 給 材 料	なし
(12) 貸 与 品	なし
(13) 撤 去 品	なし

2. 工事仕様

本仕様書適用方法

(1) 共通仕様

(2) 特記仕様

7. 一般共通事項

(7) 材料置場等

(イ) 提出書類

- a. 文中及び表中の各欄に、数字、文字、記号等を記入する事項では、記入のある事項のみ適用する。
b. 一又は×印で抹消した事項はすべて適用しない。

本工事仕様書及び図面に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、建築物解体工事共通仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の最新版のほか、同電気設備工事編、機械設備工事編及び建築工事標準図詳細図、その他関係する法令、業界諸団体指針等の最新版によるものとする。

材料置場及び仮設設置物については、あらかじめQST監督員と打ち合わせるものとする。

- a. ~~工事日報~~ 1部
b. 現場代理人、主任技術者通知書 1部
c. 工程表（変更の都度） 1部
d. ~~週間工程表~~ 1部
e. ~~施工計画書（緊急時等の体制含む）~~ 1部
f. ~~施工図（設計変更があった場合）~~ 必要数
g. ~~各種試験検査要領及び記録表類~~ 1部
h. 官庁、その他法令に基づく申請に必要な書類 必要数
i. ~~竣工図書~~

~~工事が竣工したときに作成する竣工図は、以下のとおりとする。ただし、工事内容又は工事規模により作成要領が異なる場合があるため、QST監督員と打ち合わせるものとする。~~

~~[竣工図]~~ 1部

~~製本サイズは、A4判とする。~~

~~装丁は、簡易製本とし表紙に工事名称等を適宜記入する。~~

~~[竣工CADデータ]~~ 1部

~~[竣工図]と同じ内容をjwe形式(JwCAD形式)及びdxf形式(ファイル交換形式)でメディアに記録して提出する。~~

j. 工事写真

[工事写真帳] 1部

- ・撮影箇所は下記の箇所とする。
工事竣工後では確認困難な箇所
埋設させる工事で長さ、深さ等明確な寸法で確認を要する箇所
設計変更の部分
その他主要な工程及びQST監督員の指示する箇所
- ・写真仕様は原則としてカラー写真とする。
- ・装丁は片面印刷の上、ファイル綴じとする。
- ・写真には撮影箇所及び作業内容を表示すること。
- ・着工前、工事中及び完成後写真をファイルに整理すること。

[工事写真データ] 1部

[工事写真帳]に使用しているファイルをDVDに書き込み提出

	<p>すること。</p> <p>k. その他QST監督員が指示するもの 必要数</p>
(ウ) 設 計 変 更	<p>a. 設計変更に関わる共通費は、設計変更により増減する直接工事費について増減するものとする。</p> <p>b. 工事数量の計算は、QST作成の図面ないし、QSTの承諾した請負業者作成の施工図及び測量図により行うものとする。</p> <p>c. 数量は、全て製品（仕上がり）の数量（重量）による。</p>
(エ) そ の 他	<p>a. 受注者は、工事が完了しても、QSTの検査に合格し、引渡し が完了するまでは、その工事目的物を管理しなければならない。また、QSTがその工事目的物に他の工事を行うときは、協力するものとする。</p> <p>b. 本工事は、原則として工事仕様書及び添付図面に従って施工するものであるが、些少の部分であっても一切記載していない事項といえども技術上必要と認められるものは、QST監督員と協議の上実施すること。</p> <p>c. 本工事施工の際は、建物、地下埋設物及び室内の器物等を毀損しないように注意する。万一毀損した場合はQST監督員に速やかに報告するとともに、QST監督員の指示に従い同等の材料にて速やかに復旧するものとする。</p> <p>d. 本工事に使用する材料を搬入するときは、QST監督員が指示する位置に整理しその保管は、責任をもって行うものとする。</p> <p>e. 高崎量子技術基盤研究所で作業するときは、下記の法規・規則を遵守しなければならない。</p> <p>(ア) 建設業法 (イ) 消防法 (ウ) 建築基準法 (エ) 労働安全衛生法 (オ) 内線規程 (カ) 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈 (キ) 高崎量子技術基盤研究所電気工作物保安規程・同規則 (ク) 高崎量子技術基盤研究所安全衛生管理規則 (ケ) 高崎量子技術基盤研究所事故対策規則 (コ) 高崎量子技術基盤研究所防火管理規則 (サ) 高崎量子技術基盤研究所環境配慮管理規則 (シ) 作業における安全性についての確認項目 (ス) 高崎市文化財保護条例 (セ) その他関係法令及び所内規程・要領 (ソ) QST監督員が安全上遵守しなければならないと判断したもの。</p> <p>f. QSTが行う別途工事等とのトラブルがないようQST監督員との連絡を密にとり、工事全体の円滑な推進に協力するものとする。</p> <p>g. 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適應する機器及び材料が発生する場合は、これを採用するものとする。</p> <p>h. 工事に必要な諸手続(法令上及び所内規程)は受注者の責任において行うこと。</p>

なお、詳細についてはQST監督員と協議すること。

- i. 本工事で火気の使用に当たっては、適切な防火対策を講ずるとともにQST所定様式にて申請を行うこと。
- j. 本工事で使用する測定計器類は、校正されたものを使用すること。
- k. 工事において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して行う。また、撤去品は金属類及び産業廃棄物に区分けし、QST指定場所に整理して引き渡すこと。また、産業廃棄物については受注者処分とし、マニフェストシステムに基づく伝票の写しを提出すること。
- ~~l. 停電作業を行うに当たっては、QST監督員と操作手順等の打合せを十分に行い安全確保に努めて実施すること。~~
- m. 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全等の諸般の準備を行い、工事の安全かつ迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずるとともに、災害や盗難その他の事故防止に努めること。また、QSTの業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル(人身事故、火災等)を発生させた場合、例えそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、臭気等が、QSTの通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与えることに十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法についてQSTと綿密に協議すること。
- n. 現場の納まり取合い等の関係で、材料の寸法、取付位置又は工法を多少変更する等の軽微なもの、また、設計図面に一切記載のないものであって軽微なものでもQST監督員と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。
- o. 本仕様に記載なき事項については、QST監督員との協議及び指示による。

イ. 工事共通事項

(7) 工作物等の据付

~~設置する工作物はレベル出しを行い、据え付けるものとする。~~

(イ) 重機等の使用

工事に使用する重機類は環境に配慮したものを使用すること。また、掘削を行う場合は事前に調査を行い埋設物への影響がないように行うこと。万が一破損させた場合は、QST監督員に連絡するとともに、原状復旧を行うこと。

(ウ) 試験及び検査

a. 試験・検査要領書及び成績書の提出

~~受注者は、試験・検査要領書を、試験及び検査実施前に提出しQST監督員の承諾を1週間前には得ること。また、試験・検査成績書については、試験及び検査終了後速やかに提出すること。~~

b. 現地試験

~~据付及び接続後、あらかじめ承諾された試験・検査要領書に基づき試験を実施する。~~

ウ. 工事内容及び
工事種目別特記事項

エ. 安全衛生管理

e. ~~その他~~

~~(ア) 設置する工作物については、製造元の試験及び検査成績書を提出すること。~~

~~(イ) 試験及び検査に必要な機材、労力は全て受注者負担とし、内容等については別途協議すること。~~

a. 工事内容は別添設計図のとおり。

b. ~~その他~~

~~・撤去工事に先立ち、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等に基づき、必要に応じ工事の着手前に手続及び調査を行うこと。~~

・改修工事に使用する重機は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型を選定し、騒音・振動を抑えるように配慮すること。

・安全確保を最優先し工事を実施する。現場の入り口・出口では、車両の誘導をして事故防止に努めること。

・原則として、土・日曜日及び祝日は休工とする。ただし、やむを得ず実施する必要がある場合には、事前にQST監督員と協議し、時間外作業届を提出すること。

a. 安全衛生管理

・工事中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」（平成7年建設省営監発第13号）を遵守すること。

・工事現場の安全管理は、工事着手前にQST監督員と充分打合せの上、QSTの定める保安、安全上の規則、基準等及び諸法令に従い請負者の責任において実施すること。

・全作業員に安全意識の高揚に努めるとともに安全教育の徹底に努めること。

・危険作業（火気、高所、酸欠、重量物搬出入、活線近接、コア抜きはつり、掘削、解体、既設設備切替え等）を行う場合は、事前にQST監督員と事前打合せを実施し、想定される事象に対して適切な対策を講ずること。

・本工事に伴い、工事現場内で火気を使用する場合は、火気の取扱いには充分注意し、火災等を起こさないように万全の注意を払うこと。火災により生じた損害は、全て請負者の責任とする。

・QST側においても適宜安全パトロールを実施するが、請負者においても自主的・積極的に実施し従業員の安全意識を発揚すること。また、QSTの指摘、指導には速やかに対応すること。

(要求者)

部課名：高崎量子技術基盤研究所 管理部 工務課

氏名：上野 利之